

新たな規制体系における密封線源の 貯蔵能力への加算の考え方

規制内容	免除レベル取入れ後
免除レベル以下	加算せず (集合体は除く)
煙型式承認による 一般消費装備機器 (煙感知器等)	加算せず
設計承認による 放射性同位元素装備機器	加算せず (個数が増減する場合変更手 続きが必要。校正用線源は枠 管理により不要)
新届出	加算する
許可	加算する